

令和 2 年 7 月 17 日	
資 料 提 供	
担当課	福祉保健総務課
担当者	西川、児嶋
電 話	073-441-2472

令和 2 年 7 月 豪雨災害義援金の受入口座の追加について

和歌山県では、令和 2 年 7 月 豪雨による被災者を支援するため、「令和 2 年 7 月 豪雨災害義援金」を募集しています。令和 2 年 7 月 20 日（月）より、県内の JA バンクでも振込が可能になります。

- 1 義援金の名称 令和 2 年 7 月 豪雨災害義援金
- 2 追加の受入口座 金融機関 和歌山県信用農業協同組合連合会 本所
口座番号 (普) 8005
口座名義 令和 2 年 7 月 豪雨災害義援金
* 本所及び和歌山県内の農業協同組合の本店・支店の窓口での振込は、手数料無料。ただし、ATM での振込は、手数料必要。
- 3 受付期限 令和 2 年 10 月 30 日（金）
- 4 その他の受入口座 金融機関 紀陽銀行 県庁支店
口座番号 (普) 414000
口座名義 令和 2 年 7 月 豪雨災害義援金
* 本店・支店の窓口及び ATM での振込は、手数料無料。
ただし、他行カードによる ATM での振込は、手数料必要。

金融機関 きのくに信用金庫 本店営業部
口座番号 (普) 2669693
口座名義 令和 2 年 7 月 豪雨災害義援金
* 本店・支店の窓口での振込は、手数料無料。
ただし、ATM での振込は、手数料必要。

5 留意事項

(1) 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。なお、税の軽減を受けるためには、義援金の受領証明書の添付など所定の手続きが必要です。

(2) 受領証明書の発行

和歌山県が発行する受領証明書を希望される場合は、別紙依頼書を和歌山県福祉保健総務課あて、持参、メール、FAX 又は郵送により提出してください。

6 その他

日本赤十字社及び共同募金会でも義援金を募集しています。詳細は下記にお問い合わせください。

- 日本赤十字社：日赤本社（ゆうちょ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行）
問い合わせ先 日赤和歌山県支部 電話 073-422-7141
- 共同募金会：中央共同募金会（ゆうちょ銀行、三井住友銀行、りそな銀行）
問い合わせ先 和歌山県共同募金会 電話 073-435-5231

和歌山県福祉保健総務課 社会福祉・援護班 行き

F A X 0 7 3 - 4 2 5 - 6 5 6 0

令和2年7月豪雨災害義援金 受領証明書発行依頼書

振込日	令和 年 月 日 ()
金融機関名	
金額	円
住所 (受領証明書送付先)	〒 -
お名前 (振込人名義)	(ふりがな)
連絡先 電話番号	

メールの場合の送信先

e0401002@pref.wakayama.lg.jp

郵送の場合の送付先

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

和歌山県庁 福祉保健総務課 社会福祉・援護班あて